

令和 6 年 第 5 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 6 年 9 月 3 日（開会）

令和 6 年 9 月 12 日（閉会）

13 時 30 分 再開

○議長（伊藤秀明） 再開いたします。

日程第 5 議案第 1 号から日程第 13 議案第 9 号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 5 議案第 1 号 令和 5 年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の承認についての件から、日程第 13 議案第 9 号 令和 5 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計決算の承認についての件まで、9 件を一括議題といたします。

提案の説明を求めますが、主要課、お願いします。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは、村議会定例会提出議案をお開きください。

1 ページが、議案の第 1 号になります。

議案第 1 号 令和 5 年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

提案理由が、地方自治法の規定により提出するものです。

次のページをお願いいたします。

議案第 2 号 令和 5 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和 5 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

3 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 令和 5 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

4 ページをお願いいたします

議案第 4 号 令和 5 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

5 ページでございます。

議案第 5 号 令和 5 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

6 ページをお願いいたします

議案第 6 号 令和 5 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

7 ページでございます。

議案第 7 号 令和 5 年度上小阿仁村簡易水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村簡易水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

8 ページでございます。

議案第 8 号 令和 5 年度上小阿仁村公共下水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村公共下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて 認定に付する。

9 ページでございます。

議案第 9 号 令和 5 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計決算の認定について

令和 5 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

それでは別冊になっております、令和 5 年度上小阿仁村各会計歳入歳出決算書をお手元をお願いいたします。

2 ページと 3 ページをお開きください。

一般会計と特別会計につきまして、ご覧いただいている歳入歳出決算総括表でご説明をいたします。

収入済額、支出済額、収入支出差引額をご覧ください。

議案第 1 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額が 36 億 7,582 万 3,324 円。支出済額 34 億 5,087 万 5,573 円。収入支出差引額 2 億 2,494 万 7,751 円であります。

議案第 2 号が、国民健康保険事業勘定特別会計でございます。

収入済額 3 億 375 万 986 円。支出済額 3 億 375 万 472 円。収入支出差引額 514 円であります。

議案第 3 号が、国民健康保険診療施設勘定特別会計でございます。

収入済額 1 億 719 万 2,742 円。支出済額 1 億 705 万 7,131 円。収入支出差引額 13 万 5,611 円であります。

議案第 4 号が、農業集落排水事業特別会計の決算でございます。

収入済額 1,050 万円。支出済額 975 万 6,731 円。収入支出差引額 74 万 3,269 円であります。

議案第 5 号が、介護保険事業勘定特別会計の決算でございます。

収入済額 5 億 2,843 万 830 円。支出済額 5 億 1,270 万 5,426 円。収入支出差引額 1,572

万 5,404 円であります。

議案第 6 号が、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

収入済額 4,178 万 5,287 円。支出済額 4,171 万 687 円。収入支出差引額 7 万 4,600 円であります。

次に、こちら決算書の 256 ページ、257 ページをお開きください。

決算に伴いまして、財産に関する調書について、ご説明をいたします。

各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減、年度末現在高を記載しております。

このページは、1 公有財産の（1）土地及び建物の面積の増減について記載しております。

年度中に増減があったものは、公共用財産の公園の土地 4,159 ㎡が減少し、その他の施設の土地が 4,159 ㎡の増。建物・木造建物が 792 ㎡の増となっております。

これは、かみこあに保育園の新築に伴う土地の移動と同じく、かみこあに保育園の新築や、旧寄宿舎の解体等を反映して動いている数字となります。また、公営住宅の建物・木造が 234 ㎡の減となっております。これは、公営住宅の解体を行ったことによるものでございます。

次のページをお開きください。

（2）の山林であります。年度中の面積の増減はございませんでした。

立木の推定蓄積量については、生長率等を加味したものとなっております。

（3）の有価証券の 5 億円の増でございます。

こちらは、財政調整基金の運用を行うため、令和 5 年度で秋田県が公募した地方債を購入したものでございます。

次のページでございます。

（4）出資による権利でございますが、増減はございませんでした。

次のページをお願いいたします。

2. 物品の内の車両でございます。

261 ページ、下の計の欄をご覧ください。全体で、4 台増、1 台減の、3 台の増ということで、年度末での台数は、54 台となっております。

次のページをお願いいたします。

3. が債権の表になります。

奨学金の貸付状況を表しております。年度中の増減が 161 万 9,000 円の増ということで、年度末の現在高が 3,001 万 3,000 円となっております。

最後の 4. 基金の表でございます。

それぞれの基金において、年度中の積み立てや取り崩しを行っております。表の下の合計欄をご覧ください。積立金の合計額が 6 億 313 万 1,000 円、取り崩しの合計額が 6 億 1,145 万円、差引 831 万 9,000 円の減で、年度末の現在高が 50 億 1,884 万 8,000 円となっております。

なお、決算資料としまして、主要施策の成果と予算の執行実績報告書を配布させていただいております。

各会計の決算の内容、主な事業の決算額の説明、平成 24 年度から令和 5 年度までの各会計決算の推移などを記載しております。

決算の内容につきましては、詳細につきましては、総務産業常任委員会で、担当の課長の方から説明をさせていただきます。

議案第 6 号までの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、建設課長。

○建設課長（齊藤幹雄） 議案第 7 号 令和 5 年度上小阿仁村簡易水道事業会計決算の認定についてであります。

公営企業会計決算書の 7 ページをご覧ください。

1 の概況 総括事項の、ウ経営状況により、収益的収入及び支出は、総収益 1 億 4,051 万 6,000 円に対し、総費用 1 億 224 万 7,000 円となっており、当該年度純利益は 3,826 万 9,000 円となります。

資本的収入及び支出は、総収入額が 1 億 200 万円に対し、総支出 1 億 5,131 万 1,000 円となり、不足金 4,931 万 1,000 円を、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,006 万 5,000 円と、当該年度損益勘定留保資金 2,561 万円、利益剰余金処分別 1,363 万 3,000 円で補填しております。

詳細につきましては、常任委員会にて説明させていただきます。

○建設課長（齊藤幹雄） 続きまして、議案第 8 号 令和 5 年度上小阿仁村公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

同じく、公営企業会計決算書の 28 ページをご覧ください。

これも、1 の概況 総括事項の、ウ経営状況により、収益的収入及び支出は、総収益 6,346 万 7,000 円に対し、総費用 5,283 万 3,000 円となり、当該年度純利益は 1,063 万 4,000 円となります。

また、資本的収入及び支出は、総収入額が 1,585 万 6,000 円に対し、総支出 2,841 万 5,000 円となり、不足金 1,255 万 9,000 円を、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 126 万円と当該年度損益勘定留保資金 1,129 万 9,000 円で補填してます。

これにつきましても、詳細につきましては、常任委員会で報告させていただきます。

○建設課長（齊藤幹雄） 次に、議案第 9 号 令和 5 年度上小阿仁村農業集落排水事業会計決算の認定についてであります。

同じく、公営企業会計決算書の 49 ページをご覧ください。

1 の概況 総括事項、ウ経営状況により、収益的収入及び支出は、総収益 1 億 373 万 6,000 円に対し、総費用は 8,444 万 7,000 円となり、当該年度純利益は 1,928 万 9,000 円となります。

また、資本的収入及び支出は、総収入 545 万 1,000 円に対し、総支出 2,967 万 5,000 円

となり、不足金 2,931 万 5,000 円を、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 57 万 6,000 円と当該年度損益勘定留保資金 1,306 万円、利益剰余金処分数額 1,567 万 9,000 円で補填します。

詳細な説明につきましては、これも常任委員会で説明させていただきます。

説明は以上になります。

監査報告

○議長（伊藤秀明） ここで監査委員の監査報告を求めます。

はい、鈴木代表監査委員。

（代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（鈴木義廣） それでは、決算審査意見書の綴りをご覧いただきたいと思います。

令和 5 年度上小阿仁村各会計決算審査意見書

1 ページになります。

この決算審査意見書は、8 月 26 日付で村長に提出しております。

次のページをお開き願います。

令和 5 年度上小阿仁村各会計決算審査意見書であります。

1. 審査の対象

次のとおり、(1) から (9) までの 8 会計、9 件であります。

2. 審査期間

令和 6 年 8 月 1 日から 8 月 8 日までであります。

3. 審査の実施方法

審査に付された令和 5 年度上小阿仁村各会計の決算書、決算附属書類について、必要に応じて関係職員からの説明聴取をしました。

4. 審査の結果

各会計決算に係る証書類等については、例月出納検査並びに令和 6 年 8 月 1 日から 8 月 8 日までの決算審査において、帳票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支とも書類と符合しており、正確なものと認められます。

5. 審査の意見・総評

各会計とも、その計数に誤りはなく、証拠書類は適切に処理され、妥当と認められます。

国の各種指標等によると、国内景気は物価上昇や海外経済の減速等の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつあると判断されております。

大雨災害の影響や、物価上昇、電気料金・ガソリンの値上げ等、まだまだ不透明な状況です。

海外情勢等の変化による円安、物価の高騰などといった景気のリスク動向に留意する必

要があります。持続可能な財政運営を堅持していくため、過疎地域持続的発展計画（過疎計画）等に基づく各種施策を推進し、事務・事業の最適化に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全化に努めることが重要です。

本村が直面する急激な人口減少・少子高齢化などにより、生産人口や生産額は年々減少傾向にあります。時代の変化に沿った取り組みを推進するとともに、これまで以上に、財源確保のため尚一層の努力を望みます。職員一人ひとりが村政の担い手として責任感と使命感を持ち、創意工夫を凝らした行政運営の推進に努めてください。

令和5年度の普通会計における経常収支比率は96.2%（昨年度92%）と、財政構造の指標比率の概ね70%～80%が適当であるとの範囲を超えております。今後の財政構造の硬直化、厳しさを考慮すると、経費の節減は勿論のこと、事務・事業を精査し、時代に対応した住民サービスの充実に努め、将来を展望した計画的な財政運営によって、健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

決算については、毎年指摘しておりますが、一向に改善されず、予算管理が適正になされていないため、多額の不用額が生じています。適正な予算管理により、限られた財政資源を有効活用した予算執行に努めてください。

歳入については、地方交付税（49.3%）、国・県支出金（15.8%）、村債（17.4%）等の依存財源が歳入総額の85.1%を占め、自主財源は14.9%と乏しく厳しい財政状況です。引き続き自主財源の確保に努め、財政安定化につなげてください。

村税等の未収金は、村の財政運営に多大な影響を及ぼします。さらには、期限内に納付している村民からの不満や不公平感を生み出す要因に繋がる極めて重要な課題です。滞納者については、村税、国保税、住宅使用料、介護保険料、上下水道料等、長年にわたり固定化していますので、未収金管理の適正化と収納率の向上に努め、その対策強化を引き続き求めます。

国・県支出等については、適切な算定に基づき、予算計上し、財源確保に努めてください。

歳出については、次の事項について適正な対応を望みます。

①でありますけれども、昨年も述べておりますけれども、未だ改善されず、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下、支払遅延防止法）を遵守してくださるよう、お願いいたします。また、支払遅延防止法第6条の規程日数内での対価支払いをするべきであります。支払いの遅延は、債権者に無駄な資金繰りを強いることにもなりますので、経営に影響をおよぼす恐れもありますので、十分に留意してください。

①森林火災保険が未加入となっていましたので、早急に加入すべきであります。

次のページであります。

②山ふじ温泉の取水池改修工事であります。269万5,000円でありますけれども、この

工事が施工されておりますが、1 か月で断水したと聞いております。工事に伴う効果が得られていなかったのもので、原因究明と対策を講じるべきであります。

③ふるさと納税の寄附金（282 万 6,000 円）については、全国的にも伸びていて、秋田県でも伸びております。にも関わらず、上小阿仁村は減少しています。対策を講じるべきと考えております。

令和 5 年度からは簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計の 3 会計が法適用化されました。運営には多様な課題が山積しています。公営企業会計は、独立採算性の基本原則を踏まえ、適正な受益者負担の確保を図り、収支均衡に努めるべきであります。

財政上大きな負担を伴う事業、早期に方向性を出すことを求められている課題等について、行財政運営の安定化を図りながら、適時適切に、村民・関係機関等の意見を聞きながら、議会への説明を行い、課題に取り組んでいただきたいと思います。

次に 5 ページになります。

決算審査の概要

1 一般会計

(1) 決算規模の状況

(イ) 令和 5 年度一般会計決算歳入総額 36 億 7,582 万 3,000 円、歳出総額 34 億 5,087 万 5,000 円であり、歳入歳出差引額は 2 億 2,494 万 8,000 円となっています。繰越財源が 1 億 2,495 万 7,000 円で、差引実質収支額は 1 億 8,468 万 2,000 円となっています。

なお、単年度収支が 1 億 7,601 万 3,000 円で、財政調整基金積立金 3,758 万 9,000 円、財政調整基金取崩額 5,362 万 7,000 円を調整すると、実質単年度収支は 1 億 5,997 万 5,000 円の決算になります。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入では 8 億 9,276 万 6,000 円の増（対前年度比 32.11%増）、歳出では 8 億 1,373 万 4,000 円の増（対前年度比 30.9%増）となり、前年対比では歳入で 131.93%、歳出で 130.86%と、前年度を上回る決算額となっております。

(2) 決算収支の状況

令和 5 年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次のページ、6 ページになります。

(3) 財政運営の状況

(イ) 歳入

経常的な歳入のうち、一般財源は 19 億 89 万 2,000 円であり、歳入総額の 51.9%で、前年度より 599 万 2,000 円の増となっています。その主なるものは、国・県支出

金の増額によるものです。

(ロ) 歳出

経常的な歳出のうち、一般財源は18億3,531万円で歳出総額に占める割合は53.3%となっています。また、経常収支比率は96.2%で、前年度より4.2ポイント増となっています。

なお、普通会計ベースでの決算分析、財政指標等は、主要施策の成果と実績報告書の12ページから16ページに掲載されています。

(4) 収入未済状況

令和5年度収入未済額は総額1,001万1,000円で、調定額の0.27%であります。

村税未収金総額は550万9,000円で、前年度より23万3,000円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は96.3%で、前年度より0.2ポイント上回っています。

また、村税の現年度分の収納率は、村民税99.5%、固定資産税98.7%、全体的には99.1%であり、同じく滞納繰越分については、調定額に対する収納率は12.4%、徴収額は71万5,000円（令和4年度収納率11.1%、徴収額64万2,000円）となっております。収納率では前年度と比較すると1.3ポイント上回っています。

滞納者は、長年にわたり固定化しており、時効前に差し押さえ等の法的措置も含めた対応を講ずるなど、特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は6人で、現年度分45万3,000円、過年度分395万4,244円であり、現年度分と過年度分の合計で27万841円減少と努力は認められるものの、滞納合計額が440万7,244円と、未だに高額な金額となっております。村税同様、他市町村の事例も参考にしながら、連帯保証人への督促や退去措置を含めた強い改善策が必要であり、早急に解消対策をするべきであります。

収入未済額の推移は、次のページの上の方に掲載しておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

(5) 公債費

令和5年度の公債費は2億9,306万8,000円で、長期債に対する元金・利子は前年度より1,287万2,000円減少しています。

また、公債費比率は4.3%で、前年度より0.2ポイント上回っています。

公債費比率の推移は、次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

次に8ページになります。

(6) 投資事業（普通建設事業・災害復旧事業）

令和5年度の投資的経費の決算額は9億5,550万1,000円、普通建設事業費と災害復旧費となっており、歳出に占める割合は27.7%で前年度より17.5ポイント上回っています。

また、投資的経費に充当された一般財源は1億7,097万円、前年度比2,685万3,000

円の増となっています。

(7) 不納欠損処分

令和5年度の不納欠損処分は、時効による不納欠損として、個人村民税が12万4,777円、固定資産税が84万5,800円、軽自動車税が2万5,800円となっています。

また、時効前でも相続放棄等を理由とした不納欠損が、固定資産税が11万300円となっています。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の債権管理検討委員会で審査されているようですが、時効前の差押え等の対応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことのないような取り組みを期待します。安易に不納欠損をすることがないように強く要望いたします。

年度別不納欠損額の推移は、次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

9ページになります。

(8) 不用額であります。

令和5年度の不用額は、総額2億967万7,000円で、前年度と比較すると4,162万円の増となっております。また、不用額調書を見ても、ほとんど理由にならない理由が明記されております。まだまだ減額補正ができるものが散見されております。

不用額については、毎年、予算管理の徹底を指摘・要望しているにもかかわらず、令和5年度については、対前年度比で24.8%の増となっております。歳入も含めて、さらなる予算管理の徹底に努めてください。

不用額は、各課全般に共通するものであり、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、適正な予算管理の観点からも、事業費実績や請負差額等多額の不用額が想定される場合には、決算見込みをある程度確定し、速やかに減額補正を行うよう強く望みます。

年度別不用額の推移は、次表のとおりとなっております。

(9) 繰入金・繰出金

一般会計から特別会計及び公営企業会計への繰出金について、特別会計では当該年度で精算し、翌年度で国・県補助金等は返還等の処理していますが、同様に一般会計からの繰出金についても、精算し、翌年度に一般会計に繰入れをするべきと思います。

次のページを見ていただければと思います。

10ページ。特別会計であります。

2 特別会計

令和5年度特別会計の決算額は、歳入総額9億9,165万9,000円、歳出総額9億7,498万円の決算となっております。

各特別会計の歳入歳出の状況は、次表のとおりとなっております。

(1) 国民健康保険事業勘定特別会計

歳入総額 3億375万1,000円

歳出総額 3億375万円

歳入歳出差引額 1,000円 の決算となっています。

国民健康保険事業勘定特別会計については、1,566万円の基金取崩しを行っております。基金残高は8,230万1,000円あるものの、収入未済額（滞納額）が321万8,000円と多く、今後も基金の取崩しが予想されます。

収入未済額（滞納額）は年々減少してきており、努力は認められます。

収納率を向上させるために、国民健康保険運営協議会に諮り、国民健康保険法施行規則を準用し、滞納額が多い場合については、短期被保険者証交付者でも資格証明書発行への切り替え等、厳しい処置を執るなどの改善が必要と思われます。

次のページになります。

あわせて16万5,000円の不納欠損額についても、村税等同様、慎重に取り計らうべきであります。

(イ) 国民健康保険税の状況

国民健康保険税の収納率、収入未済額（滞納繰越額）、不納欠損額の推移は次表のとおりとなっております。

なお、参考として国民健康保険税滞納者への被保険者証の交付状況を載せております。短期被保険者証の交付者が6人。資格証明書発行者が1人となっております。

国民健康保険税の収納率は92.7%で、前年度を3.3ポイント上回っています。内訳で比較しますと、現年度分は99.2%で1.3ポイント前年度を上回っており、滞納繰越分は34.8%で15.5ポイント前年度を上回っております。

引き続き、国民健康保険事業の健全な運営と納税者（被保険者）負担の公平性を図るため、滞納整理を強化し、滞納額縮減になお一層の努力を望みます。

次のページになります。

(ロ) 保険給付の状況であります。

保険給付費は、前年度比較で3,714万6,000円の減少となっております。

事業の根幹となる保険給付費の推移は、次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

(2) 国民健康保険診療施設勘定特別会計

歳入総額 1億719万3,000円

歳出総額 1億705万7,000円

歳入歳出差引額 13万6,000円 の決算となっています。

患者数は医科・歯科あわせて年間延数で7,066人、前年度より656人減少しております。

しかし、診療収入は4,244万2,000円（前年度4,102万6,000円）ですので、前年

度より 141 万 6,000 円の増収です。一般会計からの繰入金は 4,193 万 5,000 円となっています。

村民の健康保持に必要な医療を提供する目的で設置された特別会計であり、単なる企業性を追求するものではありませんが、外来収入が全てであり、関係者一丸となって診療収入をさらに増やす努力が必要と思われます。

地域住民の健康を守る医療機関として、より一層の経営努力を望みます。

なお、患者数、診療収入、一般会計からの繰入額の推移は次表の上段の表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

(3) 農業集落排水事業特別会計

歳入総額 1,050 万円

歳出総額 975 万 7,000 円

歳入歳出差引額 74 万 3,000 円 の決算となっております。

この会計につきましては、令和 4 年度に発生した、災害復旧事業に係る繰越明許費の決算となっております。

(4) 介護保険事業勘定特別会計

歳入総額 5 億 2,843 万円

歳出総額 5 億 1,270 万 5,000 円

歳入歳出差引額 1,572 万 5,000 円 の決算となっております。

介護保険料の収納率は 99.4%で、前年度より 0.3 ポイント下回っています。

内訳で比較しますと、普通徴収現年度分は 99.8%で前年度より 3.6 ポイント上回っており、滞納繰越分は 13.3%で 38.1 ポイント前年度を下回っております。

収入未済額 11 万 5,000 円については、対前年比で 11 万円減少しております。引き続き早期徴収に努めてください。

国・県支出金、支払基金交付金は、精算に伴い翌年度それぞれ返還しているが、一般会計についても、返還すべきであります。

法廷負担割合を超えて、一般会計から繰入することは、適当ではないとしておりますので、国の見解に沿った運営を行ってください。

介護保険料の収納率、収入未済額（滞納繰越額）、不納欠損額の推移は次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

(5) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額 4,178 万 5,000 円

歳出総額 4,171 万 1,000 円

歳入歳出差引額 7 万 4,000 円 の決算であります。

後期高齢者医療保険料の収納率は 99.8%で、昨年と同率となっております。内訳で比較しますと、現年度分は 100%で、0.2 ポイント上回り、滞納繰越分は 3.1%で 22.7 ポイント前年度を下回っております。

後期高齢者医療保険料の収納率、収入未済額（滞納繰越額）、不納欠損額の推移は次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

次、15 ページであります。

3 公営企業会計

令和5年度から、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計は地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行しております。

（1）簡易水道事業会計

①・②につきましては、先ほど、担当課長が説明しておりますので、省略させていただきます。

営業収益にあたる簡易水道使用料に収入未済額が127万6,000円あり、対前年比で23万5,000円と年々減少しており努力は認められますが、収納率を向上させるため、早期徴収に努めてください。

簡易水道使用料の収納率、収入未済額の推移は、次表のとおりとなっております。

次のページをお開き願います。

（2）公共下水道事業会計であります。

これにつきましても、①・②につきましては、先ほど、担当課長が説明しておりますので、省略させていただきます。

営業収益にあたる公共下水道使用料に収入未済額が145万1,000円あり、対前年比で98万8,000円増加しております。早期徴収に努めてください。

公共下水道使用料の収納率、収入未済額の推移は、次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

（3）農業集落排水事業会計

これも①・②につきましては、先ほど、担当課長が説明しておりますので、省略いたします。

営業収益にあたる農業集落排水使用料に収入未済額が225万3,000円あり、対前年比で84万6,000円増加しております。早期徴収に努めてください。

農業集落排水使用料の収納率、収入未済額の推移は、次表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

4 基金の運用状況

令和5年度当初における基金現在高は総額で50億2,716万7,000円、年度中の積立金6億313万1,000円、取崩額6億1,145円により、令和5年度末現在高は50億1,884万8,000円となり、前年度末に比べ831万9,000円の減となっております。

基金については、令和4年度からは債券による運用・管理を開始しています。条例に

においても「預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とありますので、さらに、国債・地方債等、より有利なもので、管理・運用を行ってください。

また、基金は災害発生時など、緊急的な財政需要の財源ともなりますので、管理・運用は十分に留意してください。

なお、令和５年度における基金の増減及び年度末残高は、次のページの表のとおりとなっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

令和５年度上小阿仁村財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化審査意見書

次に 19 ページをお開き願います。

令和５年度の上小阿仁村財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化審査意見書であります。

この意見書についても、決算審査意見書と同じく、８月 26 日付で村長に提出しております。

次のページ、20 ページをお開き願います。

令和５年度上小阿仁村財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しております。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次の表に数値が上がっているのは、③の実質公債費比率 7.7%のみであります。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

標準財政規模の用語の説明は、次のページの方に囲みに載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。

令和５年度の実質収支は黒字のため、実質赤字は生じておらず比率は算定されません。

②連結実質赤字比率について

公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

令和５年度の連結実質収支は黒字であるため、比率は算定されません。

③実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率です。

令和 5 年度の実質公債費比率は 7.7%となっております。早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを大幅に下回って、良好な状態であります。

ちなみに令和 4 年度の実質公債費比率は 7.1%でありました。

次のページになります。21 ページです。

④将来負担比率について

一般会計等が将来負担しなければならない負債の標準財政規模に対する比率です。

令和 5 年度の将来負担比率は充当可能財源等、これは基金等であります。将来負担額を上回ったため、算定はされておられません。

次のページ、22 ページをお開き願います。

この表は、前の 20 ページの数値の元となる財政指標となっておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思ひます。

23 ページになります。

令和 5 年度上小阿仁村公営企業経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、法適用企業である次の 3 事業会計について、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しております。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められます。

なお、この 3 つの企業会計ですけれども、一般会計からの繰入金があるために、3 企業会計とも資金不足比率は、算定されていません。

(2) 個別意見

資金不足比率、経営健全化基準 20%となっておりますので、各企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であります。20%以下であれば、何ら問題はないと思ひます。

令和 5 年度において、対象となる簡易水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計のすべての会計において、いずれも資金不足比率がないため数値の記載はありません。

以上、決算審査意見といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤秀明） これより総括質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号から議案第 9 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 14 議案第 10 号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 14 議案第 10 号 令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） それでは定例会提出予算関係議案の 1 ページをお開きください。

議案第 10 号 令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算

令和 6 年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 億 9,859 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 2,323 万 9,000 円とする。

地方債補正

第 2 条 地方債補正です。既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

第 2 表の地方債補正でございます。

起債の目的 2. 臨時財政対策債の限度額を、310 万円に。3. 災害復旧事業債の限度額を、8 億 2,630 万円に増額する内容のものでございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

補正予算の主な内容をご説明いたします。

歳入でございます。

1 款 村税 1 項 村民税 1 目 個人 384 万 6,000 円の減額でございます。実績見込みによるものでございます。

9 款 1 項 1 目 地方特例交付金 617 万 2,000 円の追加でございます。交付額の決定によるものでございます。

10 款 1 項 1 目 地方交付税 781 万 1,000 円の追加であります。交付額の決定によるものでございます。

12 款 分担金及び負担金 2 項 分担金 2 目 災害復旧費分担金 1 億 343 万円の追加でございます。1 節 農地農業用施設災害復旧費分担金の追加で、豪雨災害による補助災害復旧事業にかかる受益者の分担金を追加するものでございます。

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 3 目 災害復旧費国庫負担金 9 億 9,946 万 8,000 円の追加であります。1 節 農地農業用施設災害復旧費負担金 9 億 7,012 万円の追加。3 節 公共土木施設災害復旧費負担金 2,934 万 8,000 円の追加は、いずれも現年発生災害復旧事業の負担金の見込み額でございます。2 項 国庫補助金 2 目 民生費国庫補助金 445 万 9,000 円の追加であります。2 節 児童福祉費補助金の追加で、児童手当システム改修事業の補助金を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

15 款 県支出金 1 項 県負担金 3 目 災害復旧費負担金 888 万円の追加であります。1 節 農地農業用施設災害復旧費負担金の追加で、豪雨災害の復旧にかかる、県負担の見込み額を追加するものでございます。

18 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金 2 目 介護保険事業勘定特別会計繰入金 344 万 2,000 円の追加であります。こちらは、介護給付費等の精算より、村負担の返還分を追加するものでございます。2 項 基金繰入金 1 目 財政調整基金繰入金 2 億 7,419 万 7,000 円の追加であります。普通交付税や前年度繰越金の確定、それから災害復旧費等の計上により、取り崩しが必要となった額を追加するものでございます。

19 款 1 項 1 目 繰越金 1 億 5,542 万 5,000 円の追加であります。令和 5 年度決算が確定したことにより、追加するものであります。

次のページをお開きください。

20 款 諸収入 4 項 4 目 雑入 912 万円の追加であります。2 節 雑入の追加です。光ケーブルの災害復旧にかかる村有建物・車損害共済金、こちらが 165 万円の追加。新型コロナ定期接種ワクチン確保事業の助成金として、747 万円を追加するものでございます。

21 款 1 項 村債 2 目 臨時財政対策債 10 万円の追加であります。発行可能額の確定によるものでございます。4 目 災害復旧事業債 7 億 2,880 万円の追加であります。こちらは、1 節 農地農業用施設災害復旧事業債 7 億 1,420 万円、3 節 公共土木施設災害復旧事業債 1,460 万円の追加で、いずれも現年発生補助災害復旧事業による借入見込み額の追加でございます。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 文書広報費 516 万 8,000 円の追加であります。18 節 負担金、補助及び交付金 446 万円の追加は、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金の追加で、児童手当システムの改修費、こちらの分の負担金を追加するものでございます。12 目 情報通信施設管理費 165 万円の追加です。14 節 工事請負費の追加で、こちらは、八木沢地区の光ケーブルの復旧費用を追加するものであります。15 目 財政調整基金費 9,240 万円の追加であります。24 節 積立金の追加で、前年度繰越金の 2 分の 1 以上の額ということで、財政調整基金に積み立てをするものでございます。

4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 目 予防費 1,967 万 3,000 円の追加であります。12 節 委託料 1,172 万 1,000 円の追加は、新型コロナウイルス定期予防接種委託料を追加するもの。18 節 負担金、補助及び交付金 599 万 1,000 円の追加は、同じく、新型コロナウイルスの任意予防接種の補助金を追加するもの。22 節 償還金、利子及び割引料 196 万 1,000 円の追加は、新型コロナワクチン接種対策費、国庫負担金等の返還金の分を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

3 項 診療所費 1 目 診療所費 233 万 8,000 円の追加であります。診療施設勘定特別

会計への繰出金を追加するものでございます。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費 2 目 農業総務費 155 万 3,000 円の追加であります。18 節 負担金、補助金及び交付金の追加で、農家民宿支援事業補助金を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

11 款 災害復旧費 1 項 農林施設災害復旧費 1 目 農地農業用施設災害復旧費 21 億 1,021 万円の追加であります。12 節 委託料 2 億 3,777 万円の追加は、査定設計委託料が 1 億 4,518 万円、実施設計委託料を 9,259 万円を追加するものです。14 節 工事請負費 18 億 4,580 万円の追加は、豪雨災害にかかる災害復旧工事費を追加するものです。18 節 負担金、補助及び交付金 2,664 万円の追加は、豪雨災害にかかる村単の小災害復旧費の補助金を追加するものでございます。同じく、2 項 1 目 公共土木施設災害復旧費 6,100 万円の追加であります。12 節 委託料 1,700 万円の追加は、査定設定委託料 1,500 万円、積算業務委託料 200 万円を追加するもの。14 節 工事請負費 4,400 万円の追加は、豪雨災害にかかる災害復旧工事費を追加するものでございます。

以上、主なものを申し上げましたが、詳細につきましては、総務産業常任委員会でご説明をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第 15 議案第 11 号から日程 18 議案第 14 号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 15 議案第 11 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 18 議案第 14 号 令和 6 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 予算関係議案の 23 ページをお開きください。

議案第 11 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,856 万 9,000 円とするものでございます。

内容につきましては、30 ページ、31 ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

5 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金 26 万 2,000 円の追加でございます。3 節 職員給与費等繰入金は、事務費繰入金として追加するものでございます。次のページをお開きください。歳出でございます。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 26 万 2,000 円の追加でございます。10 節 消耗品の追加として、健康保険証の廃止に伴う、資格確認書カードにかかる経費の追加、計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤秀明） はい、総務課長。

○総務課長（加藤浩二） 同じく、35 ページをお開きください。

議案第 12 号 令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算
令和 6 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 676 万 1,000 円とするものでございます。

42 ページ、43 ページをお開きください。歳入でございます。

1 款 診療収入 1 項 外来収入 1 目 診療報酬収入 41 万 3,000 円の追加でございます。1 節 医科診療収入の追加で、在宅酸素療法の実績見込分を追加するものでございます。

3 款 1 項 1 目 繰入金 233 万 8,000 円の追加であります。1 節 繰入金の追加は、一般会計からの繰入金を追加するものでございます。

次のページをお開きください。歳出であります。

1 款 総務費 1 項 施設管理費 1 目 一般管理費 233 万 8,000 円の追加であります。9 節 交際費 5 万円の追加は、診療所長の会議参加費等を追加するものでございます。17 節 備品購入費 51 万 7,000 円の追加は、検査データのビューアソフト、こちらの購入費でございます。26 節 公課費 177 万 1,000 円の追加は、令和 5 年分として申告した消費税納付見込額を追加するものでございます。

2 款 1 項 1 目 医業費 41 万 3,000 円の追加でございます。13 節 使用料及び賃借料の追加で、在宅酸素療法で使用する在宅用酸素濃縮器、こちらの借上料を追加するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 同じく、47 ページをご覧ください。

議案第 13 号 令和 6 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算
令和 6 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,378万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,704万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、54ページ、55ページをお開きください。歳入でございます。

7款 繰入金 2項 基金繰入金 1目 基金繰入金 1節 財政調整基金繰入金781万3,000円の追加でございます。

8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金1,596万8,000円の追加でございます。1節繰越金は、前年度繰越金になります。

次のページをお開きください。歳出でございます。

6款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金2,033万8,000円の追加でございます。22節 償還金、利子及び割引料の追加は、令和5年度に交付を受けた交付金等の精算に伴う返還金を計上したものでございます。返還金の主なものは、介護給付費の返還金、地域支援事業費の交付金となります。

6款 諸支出金 2項 1目 一般会計繰出金344万3,000円の追加でございます。27節 繰出金の追加は、介護給付費繰出金に伴う一般会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続いて、同じく、59ページをご覧ください。

議案第14号 令和6年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

令和6年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,499万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、66ページ、67ページをお開きください。歳入でございます。

4款 1項 1目 1節 繰越金7万5,000円の追加です。前年度繰越金の追加になります。

次のページをお開きください。歳出でございます。

2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金。18節 負担金、補助及び交付金7万5,000円の追加でございます。こちらは、保険料負担金として追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号から議案第14号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤秀明） ここで私から。

会議規則によれば、5時までとなっておりますが、議事の進行上、若干、延長したいと

思いますので、よろしくお願いします。

日程第 19 議案第 15 号から日程第 21 議案第 17 号 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第 19 議案第 15 号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 21 議案第 17 号 上小阿仁村立保育園設置条例の一部を改正する条例についての件まで、3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（石川悦子） 提出議案、10 ページをお開きください。

議案第 15 号 上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
上小阿仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の交付に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページになります。

令和 6 年 12 月 2 日以降に、現行の被保険者証が廃止されることに伴いまして、第 13 条の条文を改正するものでございます。

附則としてこの条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、12 ページをお開きください。

議案第 16 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項に規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するについて、議決を求めるものでございます。

提案理由として、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正することに伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、関係市町村の議決を得なければならないので、本案を提案するものでございます。

内容につきましては、次のページになります。

令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が発行されなくなるため、被保険者等の用語を使用している部分について、規約の改正を行うものでございます。

附則としてこの規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大沢誠子） 14 ページをご覧ください。

議案第 17 号 上小阿仁村立保育園設置条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村立保育園設置条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由としまして、障害を理由とする差別解消のため、保育の実施を要する児童の範囲について見直しをする必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページに、改正内容をお載せしております。

第5条 保育児童の範囲、但し書きで規定する入園を制限する者のうち、第3号 精神に障害を有する者という条文を削る内容となっております。

附則としましてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤秀明） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤秀明） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第15号から議案第17号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第22 陳情 上程・付託

○議長（伊藤秀明） 日程第22 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤秀明） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

17時03分 散会